

局 長

定刻になりましたので、只今から第 156 回松山市農業委員会総会を開会いたします。

皆さま、ご起立をお願いいたします。

礼。

ご着席下さい。

はじめに、本日、渡部会長が体調不良のため急きょ欠席となっておりますので、戒能 明久 会長代理よりご挨拶を申し上げます。

戒能（明）
会長代理

只今、局長より話がありましたように会長が体調不良のため急きょ欠席しておりますので、私の方から一言ご挨拶を申し上げます。

第 156 回松山市農業委員会総会の開催にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、中田 農林水産担当部長さん、土井田 市議会副議長さんにおかれましては、公務ご多忙にも関わりませずご出席を賜り、心よりお礼申し上げます。

さて、去年は、私たち農家にとって大きな変革の年となりました。TPP が合意され、詳細も明らかになってきましたが、今後、国内の農産物も輸入品との過当競争になることが予測されていることから、私ども農業委員会としましても国や県の動向を注視し、持続可能な農業の発展のために尽力していきたいと考えております。

また、皆様ご承知のとおり、改正農業委員会法が今年 4 月 1 日に施行され、農業委員を市長による任命制に変更したこと、農地利用最適化推進委員を新たに設置すること等の農業委員会組織や制度が大きく転換する時期を迎えることとなりました。このような中、新たな制度に迅速に対応していく必要があります。今後関係機関並びに委員の皆様の理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

終わりになりましたが、本日ご参集の皆様の健康とご多幸をご祈念申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。

平成 28 年 5 月 13 日。

松山市農業委員会会長、渡部潤一郎。

代読、戒能明久。

以上でございます。どうもありがとうございました。

一 同

(拍手)

局 長

ありがとうございました。続きまして、ご来賓の方々よりご祝辞を頂きたいと思えます。

初めに松山市長 野志 克仁 様が公務の都合により御欠席されておりますので、代理で松山市産業経済部農林水産担当部長 中田忠徳様からお願いいたします。

中田部長

農林水産担当部長の中田でございます。よろしくお願いたします。本日は誠にとおめでとうございます。市長が公務の都合で出席が叶いませぬので、私が祝辞を預かってきておりますので、代読させていただきます。

祝辞、第 156 回松山市農業委員会総会の開会に当たり、御挨拶を申し上げます。

農業委員の皆様には、日頃から農政をはじめ、松山市政に特別の御理解と御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、近年の我が国の農業は、農業従事者の高齢化や担い手不足の深刻化、耕作放棄地の拡大、TPPをはじめとする国際化の進展など、多くの課題を抱えています。このようなか、農業が産業として自立し、持続的に発展していくためには、農業の重要性やその多面的な役割を広く消費者にも理解していただくことが必要であると考えており、松山市では、多様な人材の活用による生産現場の強化をはじめ、農産物の高付加価値化とブランド化の推進など、様々な施策に取り組んでいるところでございます。

また、本年 4 月 1 日には改正農業委員会法が施行され、「農地等の利用の最適化の推進」が農業委員会の法令業務として位置づけられるとともに、農業委員の選出方法の変更や農地利用最適化推進委員の新設など、今後は、これまで以上に農業委員会や関係機関の皆様と連携し、担い手への農地の利用集積に向けて、全力で取り組んでいかなければなりません。同時に、生産者が将来への展望を持って農業経営を継続できるよう、効果的な対策を行う必要があると考えています。

そこで、皆様には、これからも農業者や地域の代表として様々な問題に積極的に取り組んでいただくとともに、地域農業の振興と地域活性化の推進組織である農業委員会

が、農業者の声を受け止めて政策立案を行うなど、各種施策に御尽力いただきますようお願い申し上げます。

終わりに、農業委員会の今後ますますの御発展と、委員の皆様のお活躍を心からお祈り申し上げ、お祝いの言葉とさせていただきます。

平成 28 年 5 月 13 日。

松山市長、野志克仁。代読。

本日は、誠にめでとうございました。

一 同

(拍手)

局 長

ありがとうございました。

続きまして、松山市議会議長 丹生谷 利和 様が都合により欠席されておりますので、松山市議会副議長 土井田学様からお願いいたします。

土井田
議員

こんにちは。ただいま、ご紹介をいただきました副議長の土井田です。

丹生谷議長が急な所用で出席が叶いません。お許しをいただきまして、一言、ご挨拶を申し上げます。

挨拶に先立ちまして、今般の「平成 28 年熊本地震」において、お亡くなりになられた方々のご冥福と、被災された皆様に、心からお見舞いを申し上げますとともに、被災地の一日も早い復興を願うものであります。

本日、ここに第 156 回 松山市農業委員会 総会が開催されるにあたり、市議会を代表して、お慶びを申し上げます。ご参会の農業委員の皆様におかれましては、常日頃から本市の農業振興並びに市政各般にわたり、あたたかいご支援、ご協力をいただいておりますことにお礼を申し上げます。

さて、我が国の農業を取り巻く状況は、国が作成している「食料・農業・農村基本計画」にも示されておりますように、農業就業者の高齢化や担い手不足、農業所得の減少、荒廃した農地の増大、野生鳥獣による被害の拡大など多くの課題を抱えております。加えて、昨年 10 月に大筋合意がなされた T P P 協定については、農林水産業を担う方々の懸念と不安が完全には払拭されない中、今国会での法案成立見送りなど、なかなか先の見通しが立ちにくい状況が続いております。

こうした中、政府は、農業・農協などの改革を推進する

「農林水産業・地域の活力創造本部」や「T P P 総合対策本部」を設立し、農業に経営感覚を取り入れて成長産業化の実現を目指すことや、T P P の影響による農業関係者の懸念と不安を払拭し、将来にわたって意欲や希望を持って農業に取り組むことができるよう、その戦略等について具体的な詰め作業を行っているものと考えております。

今後、市議会といたしましても、国の農業政策の動向を注視しながら、地域農業の保全・発展のため、皆様の活動を最大限支援して参る所存でございます。

どうか農業委員の皆様におかれましては、今後とも、その豊富な知識や技術、経験を活かし、本市農業の発展に、引き続きご尽力いただきますようお願い申し上げます。

結びに、本総会が大きな成果を上げ、実り多い場となりますようお祈りいたしますとともに、ご参会の皆様のご健勝、ご活躍をご祈念申し上げます、私の祝辞といたします。

本日は、誠にありがとうございます。

一 同

(拍手)

局 長

ありがとうございました。

ここでご案内いたします。御来賓の皆様におかれましては次の公務のためご退席されます。拍手でお送り下さい。

一 同

(一同拍手)(来賓退席)

局 長

議事に入ります前に、前の席の配置換えを行いますので、しばらくお待ちください。

(議長席をつくる)

局 長

お待たせいたしました。

本日の総会の出席者は、過半数の24名を超えていますので、会議は成立していることをご報告いたします。

それでは、只今から、議案審議に入りますが、総会の議長は、総会会議規則第5条により会長が務めることになっておりますが、会長が欠席しておりますことから、戒能 明久会長代理に議長をお願いします。

議長 事務局から説明がありましたとおり、規則によりまして私が議長を務めさせていただきます。

議事運営につきまして、ご協力をよろしくお願いいたします。

ご報告いたします。まず、議事録署名人の指名でございますが、慣例によりまして議長の方で指名をさせていただいてよろしいでしょうか。

一同 (異議なし)

議長 それでは議事録署名人に、石井地区の野間委員さん、興居島地区の青井委員さん。よろしく申し上げます。

それではただいまより議事に入りますが、ここでご報告がございます。5月11日付けで渡部潤一郎会長から一身上の都合により5月13日をもって会長職を辞任したいとの辞任願が提出されております。

農業委員会等に関する法律第16条では、『農業委員会の委員、又は会長は正当な事由があるときは、農業委員会の同意を得て辞任することができる』と定められております。

辞任の同意は、農業委員会の総会の議決による承認が必要となりますので、緊急の議題として上げさせていただいて、よろしいでしょうか。

一同 (異議なし)

議長 それでは、委員さん皆さんにお諮りします。
渡部潤一郎会長の辞任について、同意されますでしょうか。

一同 (異議なし)

議長 異議なしと認め、渡部会長の辞任は承認されました。
続きまして、『新しい会長の選任について』を議題とさせていただいて、よろしいでしょうか。

一同 (異議なし)

議長 新しい会長の選出方法は、いかがいたしましょうか。
皆さまの意見等をよろしく申し上げます。

福島委員　この農業委員も私たち、あと 1 年でございます。先ほどからも農業委員制度の改革や T P P の問題もあります。問題が山積しておる訳でございますが、この対応を考えれば経験豊かな見識の高い年長者の方にしていただければいいのではないかと考えております。よろしくお願ひします。

議　長　他にご意見ございませんか。

野間委員　私も短い農業委員ではありますが、あと 1 年を残しまして渡部さんが辞められたということでございますが、あと 1 年だけのことなので、できれば兩名会長代理の中から会長を選んでいくのが一番いいのではないかとお思います。以上です。

議　長　ありがとうございました。ほかございませんか。

　　ただいま 2 人の意見がございました。私ども 2 名の会長代理で相談をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

一　同　　(異議なし)

議　長　失礼しました。ただいま相談をした結果、私の方で会長をせよという意見でしたので、私が渡部会長の代わりと言いますか、あと 1 年ちょっとでございますが、会長ということではよろしいでしょうか。

一　同　　(異議なし)

村上委員　はい。はい。発言。

議　長　どうぞ。

村上委員　この松山市農業委員会。やっぱり権威のある農業委員会にしていただきたい。注文をつけております。そして会長というものは非常に権限を持っている訳でございます。

　　ここ 2, 3 年間みておりますと、農業委員会の職員ですね、特に局長が 1 年で 1 人ずつ代わっていきよる。こんなことで本当の農業の政策ができますか。ここをよーくね、

会長代理が会長になったのならば、勉強をしていただいて松山市農業委員会の農業政策はここにありというものを示していただきたいと、これは私のお願いでございます。

だから、職員を育てないといかんのよ。それが人事権を持っておるのに、それをよう發揮せんのが今までの会長じゃ。私は前の会長にも言いたくなかったけど厳しく言った時があるはずじゃ。だからそういうことをね、会長になれば会長そのものが自分に与えられた責任がどこにあるのか、何をしたらいいのかということをも十分認識したうえで会長を務めていただきますようお願い申し上げて、意見として述べておきます。以上。

議長

ただいまご意見ございました。

私が会長として任命された訳でございますが、ただいまご意見があったとおり我々農業委員また職員さん一丸となって、松山市の農業委員会を益々盛り上げていただきたいと思います、また農業に対するこれからのTTPに対する考え方も関税など色々変わってまいります、それらについても松山市や農業会議、県などと相談をしながら立派な農業委員会を立ち上げたいと考えておりますので、よろしくようお願い申し上げます。以上です。

ほかございませんか。

一同

(意見なし)

議長

ただいま、会長が決まりました。会長代理が今まで2名おりましたが、私が退きますと1名になりますので、会長代理を1名追加してあと1年あまりですが補佐役をお願いしたいと思っております。そこで補佐役をもう一人作るか、もう1名でよろしいか、そのあたりの検討をお願いします。

村上委員

はい、あと1年2ヶ月じゃから、もう追加せずに今の1名でいきましょう。

一同

(異議なし)

議長

はい、それでは会長代理は追加せずに、あと 1 名で戒能謙介さんが今なっておりますので、引き続きあと 1 年お願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは私が新しい会長ということですので、これから議事に入りますが、引き続き私が議長として会を進めたいと思いますので、どうかよろしく申し上げます。

まず、(1)『平成 27 年度事業報告について』を議題といたします。事務局の説明を求めます。

永野
副主幹

それではご説明いたします。

資料の方が「議題 1 平成 27 年度事業報告について」と書いている 2 枚ものの書類がございます。これに沿ってご説明いたします。

さて、農業・農村をめぐる状況は、TPP 等国際的な貿易問題をはじめ、地球規模での食料・環境問題の発生など、グローバルな諸問題を抱えており、また、国内に目を転じると、担い手不足と高齢化、耕作放棄地の増加など構造的な問題に加え、食の安全・安心の確保、農畜産物価格の低迷と生産資材価格の高騰等の諸問題が内在しており、かつて経験したことのない転換期を迎えております。

こうした情勢を踏まえ、松山市農業委員会では、農地制度の適正な執行、農地の有効利用、担い手の確保・育成、耕作放棄地の発生防止など、農業者の公的代表として、課題の解決に向けて全力で取り組みました。

具体的な活動実績については、「農業委員会の適正な事務実施」の通知に基づき、次のような点検・評価となっております。

総会や部会等を適正に運用し、ホームページや農業委員会だよりに掲載するなど、情報提供を行いました。また、8 月から 11 月に実施した農地利用状況調査により、遊休農地の確認を行い各関係機関とも連携し、適正に指導を行った結果、遊休農地 46.4ha の解消を図りました。

認定農業者等担い手の育成確保につきましては、平成 26 年度と比較して 29 経営体が増加し、これら担い手への農地の利用集積については、集積面積 17ha 増加させました。今後も引き続き根気強く啓発を進めてまいります。

違反転用への対応については、関係機関、とりわけ都市計画担当部局と連携をとり、1.7ha について違反を解消しました。

また、後継者や女性が意欲的に農業に取り組むことができるよう「家族経営協定」の推進を行うとともに、「まつやま農業者セミナー」を開催しました。

このほか、農家の老後の生活を支える農業者年金加入の推進を図り、「まつやま農業委員会だより」の発行や「全国農業新聞」の普及の拡大を通して農家への情報提供や各種制度の啓発に努めるとともに、先進地視察研修をはじめ、「人・農地プラン」等の各種研修会を通して農業委員及び事務局職員の資質の向上を図りました。また、各農業委員の意見を集約いたしました建議書を作成し、市長に対し農業問題の改善のための建議を実施しました。

以上でございます。

議長

はい、ありがとうございました。
ただいま事務局より説明がございました。
本件に関するご意見等はございませんか。

一同

(意見等なし)

議長

それでは、本件につきましてご承認いただけますでしょうか。

一同

(異議なし)

議長

ご異議なしと認めます。
よって本件は原案通り承認されました。
次に、(2)『平成 28 年度事業計画(案)について』を議題といたします。事務局の説明を求めます。

永野
副主幹

それでは、平成 28 年度事業計画(案)についてご説明いたします。

資料としまして「議題 2 平成 28 年度事業計画(案)について」という書類をつけております。その後に「平成 28 年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)」という資料もつけておりますので合わせてご覧ください。

本年は、4 月 1 日から改正農業委員会法が施行され、農業委員の選出方法を公選制から市長による任命制に改め、農業委員の過半数を原則として認定農業者とし、併せて各地域で担い手への農地利用の集積・集約化や、耕作放棄地の

発生防止・解消などに取り組む農地利用最適化推進委員を新設することが定められるなど、制度発足以来の大転換期を迎えることとなりました。

このような状況の中で、松山市農業委員会としても、今後の動向を注視し、適正な対応に努めてまいります。

また、「農業委員会の適正な事務実施」の通知に基づく、平成28年度の活動計画(案)の策定につきましては、農地利用状況調査を継続して実施し、調査に合わせて耕作放棄地の発生防止や解消を促し、解消面積については、過去実績から4haを目標値とします。

認定農業者等担い手の育成確保や利用集積については、関係機関との連携や地域での説明会等を利用し30経営体以上の増加を図るとともに、新た20haの農地を集積し流動化を図ります。

今後も農業者の声を取りまとめて積極的に市への建議となっておりますが、これ意見と訂正いただけたらと思います。積極的に市への意見や要望を行うとともに、農業者の老後の生活安定のために農業者年金への加入推進や、家族間の話し合いにより経営環境の整備を図る家族経営協定の締結推進を継続して実施し、活動については、本市のホームページや農業委員会だより等を活用して市民への情報提供を行います。

次に、主要事業としまして、資料の「平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)」という2枚の用紙がございますがその後に、1枚ものの「主要事業」という資料を付けております。こちらの資料に沿ってご説明いたします。主要事業といたしまして10項目を挙げております。

その内訳は、1.農地流動化関係事業、2.農地の利用状況調査、3.農業者年金業務受託事業、4.農政活動の推進、5.農地等利用最適化推進施策の改善意見の提出、6.納税猶予に係る相続税額の免除に対する適正な対応、7.農地台帳システムのデータ整備、8.農地法に基づく許可業務の厳正・適正な運用、9.広報活動の強化、10.研修活動の充実でございます。

その中で特に重要な4事業につきまして、概要をご説明いたします。

まず、1番目の農地流動化関係事業ですが、関係機関と連携し、農地の利用集積や有効活用など、農地の流動化を促進します。また、「人・農地プラン」策定について、情報提

供など関係機関と連携を図り、「愛媛県農地中間管理機構」等の動向を注視して適正な対応につとめます。

次に、2番目の農地の利用状況調査については、今年度も遊休農地や無断転用を把握し、解消に向けて適正な指導を行ってまいります。なお、遊休農地については、農地の所有者への利用意向調査を実施し、農地を借りることを希望される方への利用調整を行います。

次に、5番目の農地等利用最適化推進施策の改善意見の提出ですが、これは、昨年度まで建議と呼ばれていたもので、昨年農業委員会法の改正によって呼び方が変わったものです。松山市長に対し、農業者の利益機関として改善意見の提出を実施します。

最後に、8番目の農地法に基づく許可業務の厳正・適正な運用ですが、許可業務の実施に当たっては、厳正かつ適正に運用するとともに、転用許可後の追跡調査や無断転用事案についても調査し、早期発見・指導を行います。

以上が主要事業についてのご説明でございます。

なお、「平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）」、また「平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画」（案）につきましては、本日の総会でご承認いただいた後、市のホームページに掲載しまして、国へ報告を行う予定でございます。

以上でございます。

議長

はい、ありがとうございました。

以上で説明は終わりました。

本件に関するご意見等はございませんか。

白石委員

4月1日から農業委員会がまた委員会法が変わりました。一番変わったところが、最初に局長が説明してくれた中で、意見と建議だろうと。ここがポイントだろうと。それでですね、私が4月1日から農業委員会法が変わったので一番不安や肝心だと思いのが昨年から言っておりましたあの事なんです。先ほど職員の強化を新しい会長にも投げかけられましたが、大切なことで。

先日の農地部会でも申し上げましたが、今まで農業関係のことについては局長にも渡しておりましたが、平成11年には神奈川県のような都会で農政運動に取り組んだ結果、自治省が畜産用の農業用の関係でも全部、農地として取扱

うという取扱いをしております。それが今も続いておると。都市計画法上はということでありまして。

特に松山市の農業委員会で取り組んできたことは、一番はこの意見と建議ですが。農業委員会としては本当に「瑞穂の国」ということで、松山市の農地面積を先だって局長に調べていただきました。岡山の農政局に。6,000 あった農地面積が 2,300 に減っていると。私どもの農地面積は 2,300 のうち水田が 1,650。

そこで T P P というような問題が起きたので私ども議会の方では自民党議員団でも、アメリカからカナダの下に農産物の輸入の自由化を調べますと、F T A や P T F、国際自由貿易協定もありますし、東南アジア自由貿易協定もあります。その上 12 ヶ国の貿易自由協定でカナダやアメリカがやってきたら、どうなるかということを実際にアメリカという国の人や農業を知っていなかったら日本が大変なことになるなということ、自民党自身で県会議員の方々も後ろにお話したら、今年の農業新聞、農業委員の皆様のところ配られている農業新聞の元旦のものに出ていた。水田で 3,500 が共有だった。

ところが私は議会以前にアメリカへ半月以上ホームステイをしておりました。さあどうでしょうか。アメリカは東北の人が行って米を作りよるんです。ですから日本の米より相当立派な米ができます。食品検査をしていつも 2 等以下になったことがない米を作っている。そして、あのロッキー山脈を見てくれと。ロッキー山脈は雪が年から年中きれい。その水をひいて、砂漠地帯でいっぺんに水利事業をやっている。今後は病虫害が半分以下なんです。全然つかない。そして見渡す限り道があると。そこから入ってきたらもう大変なことになる。果物の病虫害は日本の半分以下ということですから、米も果物も何もかも入ってくるということがそこに控えていると元旦の農業新聞に出ていたので、自民党で協議をした。

そして本質を知っておらんといかんと。国際化の中で大変なことになると。農業委員会は近いでございますから知っておく必要があるということ、特にこれからは農業委員会も今までの制度としては議会制民主主義の農家の代表で 40、あとそれぞれの代表者が議会も農協もおりますが、今後は半数ぐらいになりますけど職員の方がそれ以上にやってくれなかつたら農家は大変なことになる。

これ私はそっくり言いますが、一番大事なのは日本がもう雑木山のときに、山へ井戸を掘って 3 割の水田農業を始めた。足りないところを棚田を作ったんです。

ところがですね終戦後、戦争に負けたものですからスギとヒノキを植えた。水が垂れ流しになっていきますということで大変な国になっている。

これは農業「瑞穂の国」でこれ以上のことはないんです。ほじゃから、農業委員会が強くなる以外ないので、ここで簡単に農業委員会が弱体化するとこれが一番怖いので、建議以上のやはり意見は述べていただくということだけは、この総会の席上でお願いをしておきたいと思うんです。どうぞよろしくお願いいたします。失礼いたしました。

議長

はい、どうもありがとうございました。

事務局、白石委員から提案等ありましたが何かございませんか。まあ今の農業については T P P をはじめ色々と関税も上がってまいりますし、米についてもかなり価格が低くなってまいります。農業の収入も非常に低くなってまいりますので、松山市農業委員会といたしましても、それに対応できるような施策を講じて、できるだけ農業に利益が企てれるような方法をひとつ考えて、確実な農業委員会の仕事にしてまいりたいと思っておりますが、そのようなことでいかがでしょうか。かまいませんか。

ほかに意見ございませんか。

一同

(異議なし)

議長

はい、それではご異議もございませんようなので、本件についてご異議なしと認めます。

よって、本件は原案通り承認されました。

つきましては、お手元の「議案書」 議題 2 の 1 ページ『平成 28 年度事業計画 (案)』の (案) の部分を削除して下さいますようお願いいたします。

それでは、続きまして『その他』として、事務局から何点か報告がございます。事務局お願いします。

永野
副主幹

それでは、その他といたしましてご説明いたします。

資料の後ろの方に「その他 資料」という 1 枚ものの紙がございます。1 枚めくってもらいまして「平成 28 年度農

業予算並びに農業政策に関する建議回答」という 6 枚ものの書類がございます。こちらの方をご説明いたします。

昨年 10 月 21 日に松山市に対して建議を実施いたしました。今般、その、建議について別紙資料の通り、①有害鳥獣被害を防止するための駆除及び防除対策について、②地域の担い手の確保・育成と支援について、③農業所得の安定と向上対策について、④地産地消の推進について、以上 4 項目についての回答をいただきました。内容につきましては、時間の都合もございましたので、資料を持ち帰っていただき、今年度の改善意見の参考にさせていただけたらと思います。

つきましては、お手元の「農地等利用最適化推進の改善意見について」の様式に記載していただき、返信用封筒にて 6 月 15 日までに事務局までご返送をお願いいたします。

なお、参考までに、平成 22 年度以降の建議項目を資料として添付させていただいています。

改善意見につきましては、これまでと同様に、役員会及び各部会等でご審議・ご了承をいただき、改善意見の内容といたしたいと考えております。以上でございます。

続きまして、「農地の利用状況調査について」乃万副主幹よりご説明いたします。

乃万
副主幹

皆さんこんにちは。農業委員会事務局の乃万と申します。私の方からは農地パトロール利用状況調査について、ご説明させていただきます。資料としては後ろの方になるんですけれども、8 枚ものの資料でカラーの現場写真がついている資料になります。それでは説明させていただきます

この調査は農地法第 30 条に規定されており、実施が法律上で義務付けられた調査でございます。条文を読み上げますと、「農業委員会は農林水産省令で定めるところにより、毎年一回、その区域内にある農地の利用の状況についての調査を行わなければならない。」となっております。

遊休農地の調査である『利用状況調査』と荒廃農地の調査である『荒廃農地の発生・解消状況に関する調査』は、一緒に実施することになっています。調査対象や調査方法が、二つの調査は似通っていますので、H23 年度より一緒に実施することになっております。

調査方法ですが、お手元にお配りしております「農地パトロール（利用状況調査）について」という資料をご覧ください

ださい。

まず実施時期は、6月から8月までの約3か月間となっております。前年度と比べ、国の方針変更により調査期間が短くなっております。

実施方法としては、資料の2番にあるんですけども①の一覧表に記載のある前年度に遊休農地であった農地の調査と、②一覧表に無く、新たに確認した遊休農地の目視による確認を地元農業委員さんと事務局職員とで行い、③A分類の写真撮影を事務局が行うようにします。

実施体制ですが、地元農業委員さんと事務局職員2名の計3名での実施を予定しております。事務局が事前に農業委員さんと日程調整を行い、当日に合流して実施調査を行います。会合など急な用事や悪天候などにより予定通りの実施ができない恐れがありますが、その都度、調整をしながら36地区全ての調査を期間内に完了したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

なお、調査期間が農作業の繁忙期にかかるかと思いますが、基本的に農業委員さんに調査に同行していただくのは、一日間とさせていただき、それ以上日程がかかる場合は、事務局で調査・現場の写真撮影を行い、後日、写真を農業委員さんにご確認いただき、ご意見を伺うようにいたします。

資料の2枚目のページ「利用状況調査の流れについて」というフローチャートをご覧ください。農業委員さんにしていただくことは左側に丸印をつけている「荒廃状況の判定」と「利用意向調査の実施案件などを決定」の2つです。所有者等の住所など農地台帳及び公簿上の状況については事務局が調査します。

その後、調査結果や現場の写真、所有者の状況などから地区ごとで利用意向調査を実施する案件を決定いたします。利用意向調査については基本的に調査様式の送付による実施を予定しておりますので様式の作成や発送についても事務局が行います。

利用状況調査から利用意向調査まで、このような流れで実施いたしますので、よろしく願いします。

それでは資料の1枚目に戻ってください。実施方法についてご説明いたします。調査対象は市内すべての農地です。地図等を利用し、担当地区内の農地を道路から見て回っていただき利用状況の確認をします。

ただし進入路の荒廃などにより、近づくことが難しい農地や既に山林化して地番確定ができない農地については調査困難ですので B 分類の再生不能な荒廃農地という扱いにいたします。

調査の補助資料については、資料の 3 枚目にあります前年度に荒廃農地と判断した農地を着色した地図と資料の 4 枚目にあります荒廃農地の一覧表をご用意いたします。

地図につきますして、旧松山の地区は昨年同様の住宅地図を用意いたします。旧北条、旧中島の地区につきますしては、国土調査が全域で終わっておりますので地番の入った航空写真の図面をご用意しております。希望があれば地番は載っていませんが住宅地図のコピーもご用意できますので個別にご相談ください。

一覧表は昨年度の調査時点で荒廃農地であった一覧です。複数の委員さんがいらっしゃる地区につきますしては、話し合いなどで各委員さんの調査範囲を決めていただき、協力して地区内の調査をいたしたいと考えております。

次にですね、5 枚目から 7 枚目まで遊休農地の見本をつけております。5 枚目が 1 号遊休農地で荒廃農地の A 分類と同様のものになります。背丈ほど草が生えておまして、過去 1 年以上にわたり農作物の作付けが行われておりません。しかし、再生することは可能な農地になります。6 枚目が B 分類で、もう木に取り込まれているような状態になっておまして、再生利用が困難と見込まれる荒廃農地です。次、7 枚目が草刈り等が 1 年間に 1 度以上は行われており、営農が可能な状態になっております保全管理という状態になります。これは荒廃農地にはなりません。

次にいちばん最後になるんですけれども、本調査の実施要領（案）という資料をつけております。利用状況調査に関する詳細を記しておるものになりますので、また目を通しておいていただいたらと思います。

忙しい中、広範囲の調査となりますが、何卒よろしくお願いたします。以上で私の方からの利用状況調査の説明は終わらせていただきます。何かご質問等はございませんか。

白石委員

現場のね、管理のことで、私もこないだ松山市のね聞いたんですが、水利組合と改良区とどう違うかと聞いたんですがね、これは行政が土地改良法に基づいて農地がどんど

ん広がりのある地区は土地改良法に基づいて改良区に認めただけのことだ、土地改良区の代表者の判でも水利組合長の判でも境界査定の判というのは法務行政に通る。法治国家だ。それで、もうはっきりするんです。どちらも権限が同じなんです。

こういうふうな 7 枚目のように荒地があるでしょ。私の部落の例を言っておきますと、他人から買って来たと言っても 1 年間に草ボーボーに荒らしていたら 5 万円いただきますよとしている。それともう 1 つは、角地で元からある家で、それはひかないが自分の売りたい田は売り、境界査定をしてほしいとこれはせんのです。そうでないと、守れんのです。ということはですね、この 1 年間に 5 万円払わんといけん。部落が 2 回は刈るんです。草刈り機を持って行って。刈る手間賃に 5 万円をいただきますよと。そのかわり今度売るかどうかいいうときには境界査定は部落もしますよと。

それとね、角地で自分とこの家はひかないが、売りたい田や畑は売ると。そこだけ境界査定をすると。それはせんのです。というのがどういうことかという、昔から「総出の井出掘り、総出の役」で皆さんが出て農地を守ってきた、土地を守ってきた。そういう慣習で、総出で井出掘りをして守ってきた農地が、土地が大切なんだ。

それでなお、崩れて川になっても大水が出たなどしても、全部水利組合が番をしよるんですから、水利組合に管理権限はあると。売った田が浸かるのもいけないから管理をしよると。それで自分とこの売りたいところだけ売らすということではなくして、角地で昔から建つとる、つい先だっでこういうのもありました。

土塀が一番いかなのです。明治の時代に土塀が建っております。その時は一間道路ぐらいが多いんです。それで一間道路があつて次私ところのちょうどええ時に変わりましたがね、大地主で倉もありましたが、その道、その聞いといてください。そのはたに一間道路と川が六合です。さあその人は東大出て農学部の土木の技術しよった人です。それでもう私ぐらいの年齢で農学部をやめて千舟町に変わりましたが、その人が何を言ってきたかという、実は塀の外に 1 メートル近く空き地があると。それがいかなのです。

建築基準法というのはですね、昭和 25 年 4 月 1 日なんです。それで土塀の外に 1 メートルぐらい十分余ると。昔は

水路はですね土の水路だったんです。その土の水路を土を上げて1週間か10日乾かして、祇園町立花まで担いでのけよった。それでもなおかつ、一間道路は通れんがというんで土堀を明治の時代に積んどるんです。ですから土堀の外の一間道路の中心から測るんですよと。2メートルをとるんですよと。

そのうえになおかつ要るのは、側溝をする場合は市の側溝ですから。建築物を建てるんだったら中心から2メートルが。それでもう1つは市の側溝が15センチ。昔は10センチだが最近では15センチです。15センチとって2メートル15センチとなると、個人の土地へ人のだって行政の財産だつてのせられんのだから。それをひかんと中へは建築物が建ちませんよということで、測らしてもらって納得してできると。そういう方法で地域を守らなかつたら。お互いです。これは。北と東とやったんですが、やはり十分あがりました。地主と会って、部落の台帳というのが固定資産税をとるために税務署が明治6年に地租改正で固定資産税をとるために。2割以上多いんです。ですから、北海道から鹿児島まで余りますから。

だからこういうのなんも部落でですね、ちゃんとあとは草の管理ぐらひは決めてやってほしい。農業委員会だけでいこうと思ったって、しんどいから。そこだけは言うておきます。はい、失礼しました。

松下委員

ちょっと、すいません。

改良区の方から農業員会に選ばれている松下です。ご迷惑かけます。

先ほど意見の中にですね改良区と水利組合が全く同じだというような意見がありました。改良区の方は3年に一回、県の検査を受けていまして、それでいわゆる法人として認められた団体であります。水利組合というのは地区の方々に改良区法に基づく中で問題がある等で改良区になれなかったところなんです。

改良区が法人じゃないと賦課金等の徴収ができないです。これは基本的にはですよ。例えば、さきほど建築基準法のこと言っていましたけど、我々あくまでも農林土木内ですね建築指導課との話と、我々改良区の問題がありまして、それが問題になってくると我々も黙っておく訳にはいかないので。基本的なことはここでは説明しませんが、

法定外農道水路の管理であるとか、それからあと諸々の農地の水利の関係とかについては改良区の方で一生懸命頑張ってやっております。

あとは改良区もしくは農業委員会、それから農林水産課さん、それから松山市の都市計画の中の建築指導課もしくは各課ですね。そういうところと上手く共同歩調がとれば何の問題もないんですが、そのあたりのところの協力体制をとっていただいて、それぞれの担当課、担当部もしくは所属の中で連携をさせていってほしいと思います。

改良区と水利組合とは全く違うものであるという点だけをご理解いただけますようによろしく申し上げます。以上です。

議長

はい、今ので2名からご意見ございましたが、これを我々事務局の方につきましても、大いに参考にさせていただきます。松山市の市長との相談もし、また用地課とも相談をし、地権者とも相談をしないとなかなか前に向いて進みませんので、我々についても今後どのようにしていくかということ十分に把握しながら、前に向いて進めていきたいと考えておりますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

ほかに質問等ございませんか。

一同

(意見等なし)

議長

それでは、事務局の方から続きの説明をお願いします。

乃万
副主幹

続きまして、渡部主幹より「別断面積について」ご説明いたします。

渡部主幹

失礼いたします。それではご報告いたします。

まず、下限面積の別段面積につきましてご説明させていただきます。下限面積の別段面積とは、耕作のために農地の所有権等の権利を取得しようとする場合、いわゆる農地法第3条許可申請をする場合のことですが、取得後において一定面積以上の耕作面積に達しなくてはならない面積のことです。

また、農林水産省経営局長通知により、農業委員会は毎年、別段面積の設定又は修正の必要性について検討するこ

ととなっております。平成 28 年 5 月 10 日に開催されました第 714 回農地部会で、下限面積の別段面積につきましてご審議いただきました。変更してから 2 年であり、農地の流動化、新規農業者の育成、農業者の負担軽減に一定の効果もあり、また、県下他市町及び近隣市町とのバランスも考慮し、今年度も前年度と同様に下限面積は 30a に決定いたしましたので、ご報告いたします。

なお、下限面積を引き下げたことによる効果といたしましては、別紙、別段面積検討資料の 1 枚目をご覧ください。表 1・2 でございますが、以前の許可基準の 50a では許可にならなかったものでございます。下限面積が 30a に下がったことにより新たに許可となったものでございます。筆数・面積・件数・人数を表示したもので、表 1 が平成 27 年度に表 2 が平成 26 年度に許可となったものでございます。表 1 と表 2 を比較いたしましたら、新規農業は、やや減少していますが、新規就農補助金が平成 26 年度に始まり、少し落ち着いた感がございます。また、許可後の経営面積が 50a 未満の案件につきましては、面積以外の筆数や件数、人数は増加の傾向が見られます。

次に表 3 でございますが、こちらは過去 3 年度分の 3 条許可処理状況でございます。上から平成 27 年度、真中が平成 26 年度、下が平成 25 年度でございます。

平成 27 年度と 26 年度を比較いたしましたら面積は減少しています。25 年度と比較いたしましたら面積は減少しているものの、件数は増加しており、全体的に農地の流動化、新規農業者の育成、農業者の負担軽減に効果があったように思われます。

続きまして、表 4 でございますが、経営面積別の世帯数でございます。農地法施行規則によりますと、定めようとする面積未満の農業者の数が、全体の 40%を下回らないように算定されるものであることと、定められております。

基準上、下限面積を 20a まで下げることが可能です。仮に 20a に変更した場合、20a 未満の農家世帯のほとんどが、10a 未満の農家世帯になってしまいます。

次に 2 枚目でございますが、愛媛県下の昨年状況でございます。近隣市町村に 5 月 2 日に電話にて確認をいたしました。今年度は変更の予定が無いということでございました。

以上のことから、農地部会でご審議いただき、下限面積

を 30a と決定いたしました。
以上でございます。

議 長

はい、ありがとうございました。
それではもうひとつ事務局の方から説明がございます。

永野
副主幹

はい、ご説明いたします。
それでは委員研修のアンケートの件ですが、先日の農地部会、農政部会にてアンケート調査のご案内をさせていただいたところですが、本日ご持参されていれば、机の上に置いていただけたらと思います。まだの方は後日で結構です。農業委員会事務局までご返送をお願いします。
次に活動記録簿の回収ですが 4 月の農地・農政各部会でご案内させていただきました活動記録簿の確認につきまして、提出をお願いしていたところですが、記録簿の裏面へのお名前の記載をお願いいたします。
また、本日お忘れの場合は、後日の農地部会か地区審査でお持ちいただくか、市役所の支所から送付していただけたらと思います。以上でございます。

議 長

はい、ありがとうございました。
事務局からの報告が終わりました。
委員の皆様、何かご意見、ご質問はございませんか。

一 同

(意見等なし)

議 長

それでは、以上で松山市農業委員会総会における議事を終了します。
引き続き農業委員互助会総会に入ります。
『平成 27 年度農業委員互助会の会計報告について』を議題といたします。事務局の説明を求めます。

片山主査

失礼いたします。それでは、平成 27 年度農業委員互助会会計を報告いたします。農業委員互助会総会の次第のもうひとつめくっていただいたら会計報告の書類がございます。
まず、収入の部につきまして会費が毎月委員報酬から一人 2,000 円徴収させていただいており、金額につきましては 1,148,000 円となっております。雑入につきましては 152

円で、平成 26 年度から繰越金が 499,833 円、合計 1,647,985 円となっております。

つづきまして、支出の部につきまして委員視察研修 25 人参加しまして 675,750 円かかった費用のうち、互助会からは研修費として 125,100 円支払っております。交際費が 62,052 円で、食糧費 1 月総会後の意見交換会費が 122,000 円。雑費が 864 円、合計 310,016 円となっております。

以上、平成 27 年度収入額は 1,647,985 円、平成 27 年度支出額は、310,016 円

よって、平成 27 年度繰越額は 1,337,969 円となります。
以上でございます。

議 長

はい、ありがとうございました。

それでは、続きまして、光田 勇 監事さんから会計監査の結果報告をお願いいたします。

光田監事

それでは、監査報告をさせていただきます。

去る 5 月 10 日、農業委員会事務局におきまして平成 27 年度農業委員互助会の決算の監査を行いました結果、その使途及び帳簿並びに証拠書類の全てが適切に処理されていたことを確認しましたので報告します。

以上です。

議 長

以上で 会計報告 及び監事からの 監査報告が終わりました。本件に関するご意見等はございませんか。

一 同

(意見等なし)

議 長

それでは、本件につきましてご承認いただけますでしょうか。

一 同

(異議なし)

議 長

ご異議なしと認め、本件は、原案通り承認といたします。
以上で、議案書記載の議案についての審議は全て終了いたしました。その他として、皆様にお諮りしたい事項がございますので、事務局から説明をお願いします。

片山主査

失礼いたします。すいません。

それでは、お手元の資料で『農業委員会系統組織による「熊本地震義援金」の募集について』という A4 用紙 1 枚をつけておりますので、それをご覧ください。

平成 28 年 4 月 19 日付けの全国農業会議所の文書で愛媛県農業会議から届いた文書でございます。皆様もご存じのとおり、平成 28 年 4 月 14 日から熊本県を震源とする最大震度 7 の地震が発生し、多数の住民の方々が被災し、現在も非難生活を余儀なくされている状況が続いております。

そこで、本日、今回の熊本地震による被災した農業委員会も含む地方自治体に対して農業委員互助会の予算から義援金を支出することについてお諮りしたいと思っております。

支出予定の義援金の額は 1 口 1,000 円、47 名分ですので合計 47,000 円でございます。この義援金は、松山市農業委員会から 6 月 30 日までに全国農業会議所の指定口座に振り込む予定で、贈呈結果等の報告は全国農業新聞等を通じてお知らせする予定となっております。

なお、今回の義援金の募集に関して愛媛県農業会議から留意事項を説明するよう依頼がありましたので、2 点ほどご説明します。

まず、1 点目は、市議会議員の農業委員の皆様からの寄附についてです。今回の義援金は当該選挙区外にある者に対する寄附ですが、一旦、当該選挙区にある農業委員会が受け入れ取りまとめることを原則としています。

よって、このことが当該選挙区内にある者への寄附とみなされ公職選挙法に抵触する恐れもあるため、委員の個人の名前で義援金を指定口座に振り込んでいただきたいと愛媛県農業会議からのお願いがございましたので、義援金にご賛同いただける場合には事務局で互助会予算から対象の委員の皆様の義援金支出分を一旦払出して委員個人の名義で振込をさせていただきたいと思っております。

もう 1 点は、義援金は全国農業会議所の指定口座に振り込んだ後、全国農業会議所から被災した地域の農業委員会等の地方公共団体に贈呈することになるため、所得税法における寄附金控除の対象となるということです。

そのため、寄付金控除をご希望の方は全国農業会議所が寄附を証する書類を発行する予定ですので、事務局までご連絡いただきますようよろしくお願いいたします。

私からの説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 それでは、今回の義援金の支出につきまして、ご承認いただけますでしょうか。

一 同 （異議なし）

議 長 ご異議なしと認め、本件は、承認といたします。
委員さんの方から他に何かご意見等はございませんか。

一 同 （意見等なし）

議 長 ご意見が無いようですので、以上をもちまして、本日の審議は全て終了いたしました。

長時間にわたりご審議をいただき、また、速やかな議事進行にご協力をいただきましてありがとうございます。
これにて、議長の任を解かせていただきます。

（会長退席）

局 長 どうもありがとうございました。
それでは、閉会にあたりまして、戒能謙介会長代理がご挨拶申し上げます。

戒能（謙）
会長代理 長時間に渡って、熱心な討議をどうもありがとうございました。

以上をもちまして、第 156 回松山市農業委員会総会並びに農業委員会互助会総会を閉会とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

局 長 それでは、これをもちまして第 156 回松山市農業委員会総会及び農業委員互助会総会を閉会とさせていただきます。

皆様、ご起立をお願いします。

礼。

ご着席下さい。

（16 時 45 分閉会）

